

後期高齢者医療制度ご加入の皆さんへ

保険料率が変わります

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方と、65歳～74歳で一定の障がいがある方が対象の医療制度です。

加入者の皆さんにお支払いただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直しています。

平成28・29年の新しい保険料は、次のとおりです。

問い合わせ/市総合窓口課医療給付グループ

☎23 - 6411

■保険料率が変わりました

●均等割

被保険者が等しく負担します。



平成28・29年度
(年額) **49,809円**
(前年度比：1,663円減)

●所得割

被保険者の所得に応じて負担します。



平成28・29年度
10.51%
(前年度比：0.01ポイント減)

■均等割2割、5割軽減の範囲が拡大しました

保険料の均等割付のうち、2割軽減と5割軽減の所得判定基準が右のとおり変更になります。

| 平成27年度(旧基準) | | 平成28年度から(新基準) | |
|-------------|----------------------|---------------|------------------------|
| 軽減割合 | 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 | 所得が次の金額以下の世帯 |
| 5割軽減 | 33万円+(26万円×世帯の被保険者数) | 5割軽減 | 33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数) |
| 2割軽減 | 33万円+(47万円×世帯の被保険者数) | 2割軽減 | 33万円+(48万円×世帯の被保険者数) |

■保険料の計算方法

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

なお、平成28年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

| | | | | |
|------------------------------------|---|---|---|---|
| 均等割 【1人あたりの額】 49,809円 | + | 所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得-33万円)×10.51% | = | 1年間の保険料 ※100円未満切り捨て ※限度額57万円 |
|------------------------------------|---|---|---|---|

※所得とは、前年の「収入」から公的年金等控除額や給与所得控除額などの必要経費を引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」を適用する前の金額です。

※遺族年金や障害年金は収入に含みません。

※年度の途中で加入した時は、加入した月からの月割で計算します。

■保険料の軽減について

①均等割の軽減

| 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|--|--------|----------------------------|
| 33万円かつ被保険者全員の所得が0円 (年金収入のみの場合、受給者額80万円以下) | 9割軽減 | 4,980円 (前年度比：約200円減) |
| 33万円 | 8.5割軽減 | 7,471円 (前年度比：約300円減) |
| 33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数) | 5割軽減 | 24,904円 (前年度比：約800円減) |
| 33万円+(48万円×世帯の被保険者数) | 2割軽減 | 39,847円 (前年度比：約1,300円減) |

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

※昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

②所得割の軽減

| 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 |
|-----------------------|------|
| 所得から33万円引いた額が58万円以下の方 | 5割軽減 |

※加入者個人の所得で判断します。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

■年間保険料額の例

単身世帯
(世帯主)
の場合

| 年金収入 | 均等割軽減 | 所得割軽減 | 平成28年度 | 前年度比 |
|-------|-------|-------|----------|---------|
| 80万円 | 9割 | — | 4,900円 | 200円減 |
| 194万円 | 5割 | 5割 | 46,400円 | 900円減 |
| 215万円 | 2割 | — | 105,000円 | 1,400円減 |



夫婦2人世帯
(共に被保険者)
で、妻の年金収入が80万円以下の場合

| 年金収入 | 区分 | 均等割軽減 | 所得割軽減 | 平成28年度 | 前年度比 |
|-------|----|-------|-------|----------|---------|
| 80万円 | 夫 | 9割 | — | 4,900円 | 200円減 |
| | 妻 | 9割 | — | 4,900円 | 200円減 |
| 211万円 | 夫 | 5割 | 5割 | 55,300円 | 900円減 |
| | 妻 | 5割 | — | 24,900円 | 800円減 |
| 262万円 | 夫 | 2割 | — | 154,400円 | 1,400円減 |
| | 妻 | 2割 | — | 39,800円 | 1,300円減 |

